

市町村の合併に関する

合併三法の あらまし



合併新法

改正現行合併特例法

改正地方自治法

○ 現行合併特例法の経過措置を講じました。

〔平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法が適用され、現行合併特例法の財政支援措置を受けることができます。〕

○ 合併特例区制度等を活用することもできます。

平成17年4月以降、合併新法により、
市町村の合併をこのように推進していきます。

1

合併特例区制度の創設等により、旧市町村のまとまりに配慮しつつ、合併することができます。

現行合併特例法も同様に改正されており、現行合併特例法下の合併にもこの制度を活用できます。

2

合併に関する障害除去のための特例措置は引き続き設けます。

ただし、現行法のような手厚い財政支援措置はとりません（合併特例債は廃止されます）。

3

総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が、市町村合併の推進に関する構想を策定し、市町村合併を推進していきます。

都道府県知事は、構想に基づき、あっせんや調停、勧告を行うことができます。

1 合併特例区及び地域自治区 制度の創設

今までの地域の意見を
反映させることが
できるんだ！

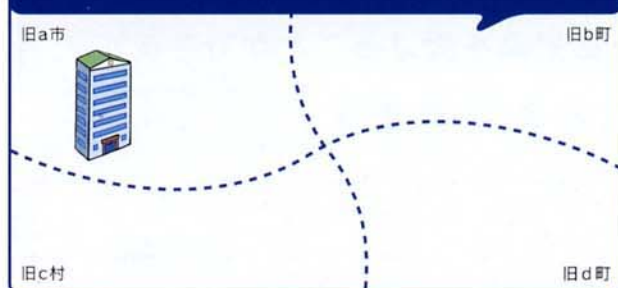


法人格を有する合併特例区制度や、法人格を有しない地域自治区制度の創設等により、地域の事情に応じて、旧市町村のまとまりに配慮しつつ、合併することができます。また、旧市町村名を残すことができます。現行合併特例法下での合併にも活用できます。

現行合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ



Case 1：合併して一つの市町村(新A市)になる。



Case 2：地域審議会を設置。



【特徴】

- 旧市町村の区域に係る事務に関し合併市町村の長に意見を述べる。

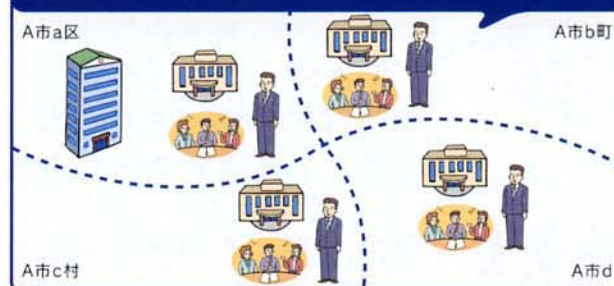
Case 3：地域自治区(合併時の特例)を設置。



【特徴】

- 合併時の特例として、特別職の区長を設置できる。
- 住所の表示に地域自治区の名称を冠するが、名称は自由。旧市町村の名前を残せます。(例：A市a区、A市b町、A市c村、A市d、etc.)
- 法人格なし。

Case 4：合併特例区(特別地方公共団体)を設置。



【特徴】

- 規約で定める一定の事務を処理する特別地方公共団体を設置できる。(設置期間は5年以下)
- 合併特例区の長を設置する。(合併市町村の助役及び支所出張所の長と兼務可能)
- 住所の表示に合併特例区の名称を冠するが、名称は自由。旧市町村の名前を残せます。(例：A市a区、A市b町、A市c村、A市d、etc.)
- 法人格あり。

2 市町村の合併に関する障害を 除去するための特例措置

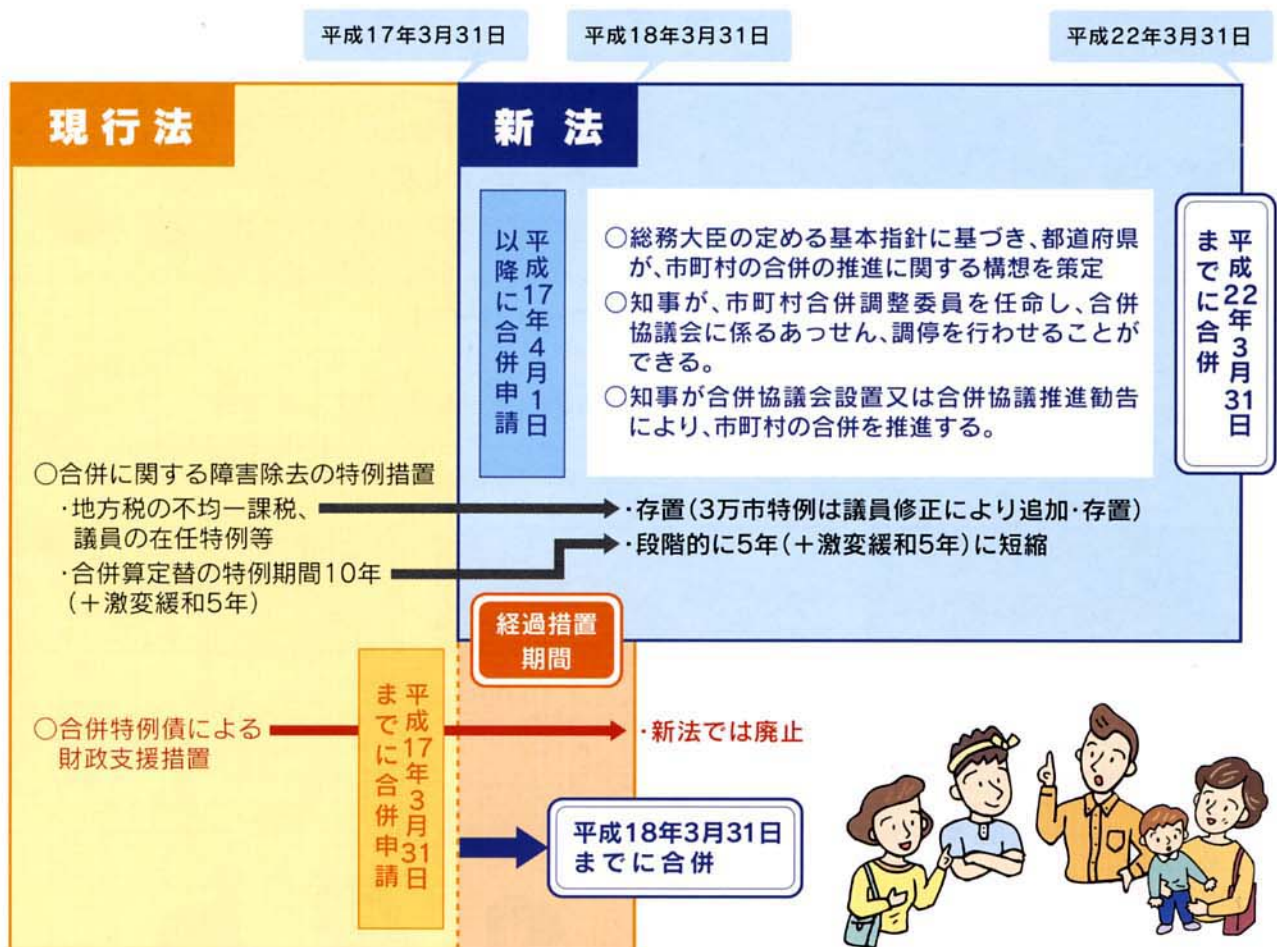
合併がスムーズに
行われるように
しているのね。



平成17年4月以降に合併する市町村※については、合併新法が適用されます。

※平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法が適用され、現行合併特例法の財政支援措置（合併特例債等）を受けることができます。

現行合併特例法と合併新法との比較



■ 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置は引き続き設けます。

地方税の不均一課税（5年以内）、議員の在任特例（新設合併の場合2年以内）等、現行合併特例法の特例措置は基本的に引き続き残します。

■ ただし、現行合併特例法のような財政支援措置は受けられません。

現行合併特例法で認められていた合併特例債を発行することはできません。

合併算定替は、現行の特例期間である10年（+激変緩和5年）から、段階的に5年※（+激変緩和5年）に短縮されます。

※平成17・18年度に合併した場合の特例期間は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年

3 市町村合併推進のための 方策

都道府県が、
地域の合併推進の構想を
考えていくんだ。

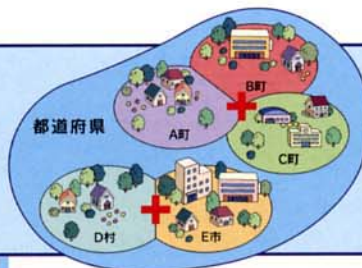


平成17年4月以降は、都道府県が、市町村合併の推進に関する構想を策定し、市町村合併を推進していきます。

総務大臣の定める基本指針

総務大臣が、市町村合併を推進するための
基本指針を策定します。

構 想



都道府県が、基本指針に基づき、
市町村合併推進審議会の意見を聴いて、
市町村の合併の推進に関する構想を策定します。

合併協議会が
設置されていない場合

合併協議会が設置されている場合

合併協議会設置の勧告
(地方自治法252の2④)

申請に基づき、
市町村合併調整委員を
任命し、あっせん・調停

合併協議推進勧告

合併協議会設置協議について
議会に付議

都道府県知事は、勧告に基づいて
講じた措置について報告を
求めることができる。

議会が否決した場合

市町村長が選挙管理委員会に
住民投票請求

市町村長が住民投票請求しない場合

住民が有権者の6分の1以上の
署名を集めて住民投票請求

有効投票の過半数の賛成の場合

合併協議会の設置

